

国民の目線で 見つめる 職場の常識

12月1日～12月7日は **国家公務員倫理週間** です。

国家公務員倫理審査会委員からのこあいさつ

国民の信頼に応える 公務の遂行を

国家公務員倫理審査会委員
聖心女子大学学長 山縣 喜代



国家公務員倫理審査会委員を拝命して2年近くがたちますが、国民の信頼に応える公務の遂行には、一人ひとりの「自覚」と「勇気」そしてトップの「リーダーシップ」が大切であると痛感しています。

公務員としての自覚がない一部の職員の不正な言動が、誠実な多くの公務員に対する国民の信頼をも傷つけています。また、一部の不正に対して鈍感な組織風土が、毅然とした態度をとる勇気すらも押さえつけて、悪弊を引きずる結果を招いています。本当に残念なことです。公務員一人ひとりが自覚と勇気を涵養し、国民の信頼に応えていくには、個人の努力も必要ですが、それを支援するシステムの構築と健康な職場づくりも不可欠で、これはトップのリーダーシップに負うところが大きいと考えています。

国民の幸せのために力を尽くされる公務員の皆さまの、心ある誠実なご活躍を、私も自己を律しつつ、微力ながら支援してまいりたいと思います。

国家公務員倫理週間によせて ～倫理監督官からのメッセージ

四知



内閣府倫理監督官
事務次官 江利川 毅

国家公務員の皆さんは、志を抱いてこの職業を選び、誇りと責任をもって仕事をしていると思います。それなのに、時に事件を起こす人がいて、公務員倫理が問題になることは、極めて残念であります。我々は、国家と国民に係わる重い仕事に携わっているのですから、より高いしっかりした心構えを持たなければなりません。

「十八史略」に出てくる楊震（後漢の人）の話。賄賂を贈ろうとした人が言う「暮夜知る者なし」。楊震は言う「天知る、地知る、子（あなた）知る、我知る。なんぞ知るなしと謂うや」。相手は愧じて退く。「四知」。私はこの心構えを鑑とするよう努めています。

「侖」は、文字を書いた竹簡をきちんと揃えること。「倫」はきちんとした人間関係。きちんとした人間関係を保つには、正しい行動、誰に知られても恥ずかしくない行動を採ることです。難しいことではありません。公務員になったときの初心を覚えていますか。あの純真な青雲の志に照らして自身を律する、それでよいのです。

倫理行動規準（倫理規程第1条より）

以下の5点が倫理保持のための基本です。

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、国民に差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たる。
- 常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いない。
- 権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしない。
- 職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組む。
- 勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動する。

公務員倫理についての国民の方々からの意見

公務員倫理モニター（有識者モニター）へのアンケート調査では、国家公務員の倫理保持のための取組について、様々なご意見をいただきました。以下、その一部を紹介します。

公共への奉仕者という自覚が、個人のみならず公務員全体に欠如しているように思えてならない。民に対して強い立場にあると錯覚している状態を直さないと、不祥事はなくなる。

公務員は自分の組織や自分の暮らしのために働いているのではなく、国民のため国家のためにベストを尽くす。

組織は人によって、良くも悪くもなります。誇りを持ち正しく職務を果たし、お仕事に励んでください。

公務員の金銭に関わる事件をみていると、公務員の脇の甘さが感じられる。

違反行為が起これないような組織風土の醸成が原点。各組織は、組織を挙げて「違反行為ゼロ」への取組を真剣に推進されたい。



こんな違反が起きています！ ～身近に起こり得る倫理法・倫理規程違反



倫理法・倫理規程に違反して懲戒処分などを受けた事例の一部です。違反を犯すことがないように、自分の行動を再点検してみましょう。

- 入院した際に、立入検査の相手方である団体から見舞金を受け取った。
- 立入検査の相手方である者から、中元・歳暮を受領した。
- 仕行会があると言って契約の相手方である事業者ビール券を要求し、受け取った。
- 来庁した許認可等の相手方である事業者から借金を申し込み、現金の貸付けを受けた。
- 立入検査の際に、相手方である事業者から昼食の提供を受けた。
- 物品購入契約の相手方から金銭の贈与・飲食の提供を受け、共にゴルフ及び旅行をした。
- 許認可等の相手方である事業者から、私的な飲食等の費用のつけ回しをして負担させた。
- 物品購入契約の相手方である事業者から虚偽の見積書及び請求書を作成・提出させて公金を不正に支出し、部内の懇親会の飲食代等として使用した。

倫理規程理解度チェック (「倫理法・倫理規程セルフチェックシート」から)



各設問を読んで、問題文が正しいかどうか考えてみましょう。

(解答はこのページの一番下を御覧ください。)

- 1 自分の分の費用を負担して、利害関係者と共に飲食をする場合であっても、自分の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、倫理監督官への届出が必要である。
- 2 利害関係者である業者が「課の皆さんでどうぞ」と言ってビール券を置いていったので、課の懇親会で使った、また、一部をその業者と利害関係のない隣の課におすそ分けをし、その課でも懇親会で使った、というようなケースは、個人で使ったわけではないので、倫理規程上の問題はない。
- 3 利害関係者の家族が亡くなった場合、香典を出すことは問題ないが、それに対する香典返しは、どのようなものであれ、受け取ることはできない。
- 4 各府省の職員は、他府省の補助金や経費で作成される書籍等の監修料であれば、これを受け取っても倫理規程上の問題はない。
- 5 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた原稿料や監修料については、氏名や府省名を明らかにしないで行った場合であれば、贈与等報告書を提出する必要はない。

公務員倫理ホットライン

受付

倫理週間期間中 (土日を除く)

10:00~17:00

 **0120-121019** (フリーダイヤル)

国家公務員の倫理に反すると思われる行為に気付かれた方は御連絡ください。匿名は厳守します。

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3
TEL: 03-3581-5344 FAX: 03-3581-1802

ホームページ <http://www.jinji.go.jp/rinri>

公務員倫理に関する御意見をお待ちしています。(12月31日まで) あて先は  rinrimail@jinji.go.jp

倫理規程理解度チェック 解答 1〇 2× 3× 4× 5×

(解説はホームページのセルフチェックシートを御覧ください。)